



居宅介護支援事業のご案内

(重要事項説明書)

医療法人社団東光会
北総白井訪問看護ステーション

重要事項説明書

1 北総白井訪問看護ステーション居宅介護支援部の概要

(1) 居宅介護支援の指定事業者番号及びサービス提供地域

事業所名	医療法人社団東光会 北総白井訪問看護ステーション
理事長	中村 毅
所在地	千葉県白井市根 331-2
介護保険指定事業者番号	居宅介護支援（千葉県 1274200433）
サービス提供地域	白井市・鎌ヶ谷市・船橋市の一部

(2) 事業者の職員体制

管理者 1名

介護支援専門員 1名以上

(3) 営業時間

平日	午前 9:00 ～ 午後 5:00
土曜	午前 9:00 ～ 午後 1:00
休業日	日曜日・祝日・年末年始（12月30日午後～1月3日）

2 居宅介護支援の申し込みからサービス提供までの流れと主な内容及び義務

(1) 居宅介護支援の内容

要介護認定 → ケアプラン作成依頼 → ケアプラン作成 → ケアプランの了承 → サービス開始
→ モニタリング → 再アセスメント → プランの変更又は継続

(2) 居宅介護支援の係る事業所の義務について

- ① 居宅サービス計画書の作成にあたり、利用者は介護支援専門員に対し、複数の指定居宅サービス事業所を紹介するように求める事ができます。また当該事業所をケアプランに位置づけた理由を求める事が可能です。
- ② 居宅介護支援の提供の開始に際し、前6カ月間に当該事業所で作成されたケアプランの総数のうち、訪問介護、通所介護、福祉用具貸与、地域密着型通所介護がそれぞれ位置付けられたケアプランが占める割合、また訪問介護等ごと回数のうち同一のサービス業者により提供されたケアプラン数が占める割合などを利用者に説明し、理解を得ることが求められています。（別紙参照）
- ③ 利用者が病院又は診療所に入院する場合、利用者又は家族は、介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるものとします。
- ④ 利用者が医療系サービスの利用を希望している場合等は、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めることとされているが、この意見を求めた主治の医師等に対してケアプランを交付します。
- ⑤ 訪問介護事業所等から伝達された利用者の口腔に関する問題や服薬状況、モニタリング等の際にケアマネジャー自身が把握した利用者の状態等について、ケアマネジャーから主治の医師や歯科医師、薬剤師に必要な情報伝達を行います。

3 利用料金および加算について

(1) 利用料、およびその他の費用について（第11条）

「居宅介護支援」のサービスは、介護保険制度から全額給付されるので、利用者の自己負担はありません。なお、介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により法定代理受領ができなくなった場合、各市に準じた対応を行わせていただきます。

(1)利用料、加算およびその他の費用について

要介護度区分 取り扱い件数区分	要介護1・2	要介護3～5
介護支援専門員1人当たりの利用者の数が40人未満の場合	居宅介護支援費Ⅰ 1076単位	居宅介護支援費Ⅰ 1398単位
； 40人以上60人未満の場合において、40人以上の部分	居宅介護支援費Ⅱ 539単位	居宅介護支援費Ⅱ 698単位
； 60人以上の場合において、60人以上の部分	居宅介護支援費Ⅲ 323単位	居宅介護支援費Ⅲ 418単位

* 2021年4月1日から9月30日までの間、新型コロナウイルス感染症対応のため、基本報酬に0.1%上乘せさせていただきます。

区分	加算種別	加算額	内容・回数など
要介護度による区分なし	初回加算	300単位	新規に居宅サービス計画を作成する場合 要支援者が要介護認定を受けた場合に居宅サービス計画を作成する場合 要介護状態区分が2区分以上に変更された場合に居宅サービス計画を作成する場合
	入院時連携加算Ⅰ	200単位	入院に当たって病院等職員に3日以内に必要な情報提供をした場合(Ⅰ)
	入院時連携加算Ⅱ	100単位	入院に当たって病院等職員に7日以内に必要な情報をした場合(Ⅱ)
	退院・退所加算 (Ⅰ)イ連携1回カンファレンス	(Ⅰ)イ450単位	入院などオ期間中に病院等の職員と面談を行い居宅サービス計画を作成した場合。 医療機関におけるカンファレンスに参加した場合上乘せで算定。(入院・入所期間中3回を限度)
	(Ⅰ)ロ連携1回カンファレンス	(Ⅰ)ロ600単位	
	(Ⅱ)イ連携2回カンファレンス	(Ⅱ)イ600単位	
	(Ⅱ)ロ連携2回カンファレンス	(Ⅱ)ロ750単位	
(Ⅲ)連携3回カンファレンス	(Ⅲ)900単位		
緊急時居宅等カンファレンス加算	200単位	状態の急変時に伴い、医療機関の医師の求めにより、居宅でのカンファレンスに参加し、必要に応じて居宅サービスの調整を行った場合(1か月2回を限度)	
通院時情報連携加算	50単位	利用者が病院・診療所において医師の診察を受けるときにケアマネジャーが同席し、医師等に対して当該利用者の心身や生活環境等の情報の提供を行うとともに、医師から当該利用者に関する必要な情報の提供を受けたうえで、ケアプランに記録する。(1か月1回)	

* 看取り期におけるサービス利用前の相談・調整等に係る評価

居宅サービス等の利用に向けて介護支援専門員が利用者の退院時等にケアマネジメント業務を行ったものの利用者の死亡によりサービス利用に至らなかった場合に、モニタリングやサービス担当者会議における検討等必要なケアマネジメント業務や給付管理のための準備が行われ、介護保険サービスが提供されたものと同様に扱うことが適当と認められるケースについて、居宅介護支援の基本報酬の算定が可能となりました。

(2) その他の費用

交通費 ・ 申請代行手数料 ・ 複写交付料はいただきません。

4 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

契約を締結したのち、サービスの提供を開始します。

(2) サービスの終了

- ① 利用者の都合でサービスを終了する場合、サービスの終了を希望する日の10日前までに、終了の旨を当事業者までご連絡ください。
- ② 当事業者の人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知するとともに、地域の他の居宅介護支援事業者を紹介いたします。
- ③ 自動終了
次の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。
 - ・利用者が介護保険施設や医療機関に入所または入院した場合
 - ・利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）または要支援1、要支援2と認定された場合
 - ・利用者がお亡くなりになった場合
- ④ その他
利用者や家族などが当事業所や当事業所の介護支援専門員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

5 運営方針

- (1) 事業者は、利用者が要介護状態となった場合、その利用者が可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営む事ができるように配慮して行われるものでなければならぬものとします。
- (2) 事業者は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して行われるものでなければならぬ為、介護支援専門員は1以上の員数であつて利用者数が35又はその端数を増すごとに1とします。
- (3) 事業者は、指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場にたち、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行わなければならないものとします。
- (4) 事業者は、事業の運営に当たっては、市町村、老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努めなければならないものとします。

6 サービス内容に関する苦情（第16条）

(1) 窓口

当事業者の居宅介護支援に関する相談・苦情及び居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについての相談・苦情を承ります。

担 当： 大島 一夫 電話： 047-498-1088

(2) その他

当事業者以外に、市の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

白井市健康福祉部高齢者福祉課	047-492-1111
鎌ヶ谷市高齢者支援課介護保険係	047-445-1141
船橋市健康福祉局福祉サービス部 介護保険課	047-436-2302
千葉県国民健康保険団体連合会 介護保険課 苦情処理班	043-254-7428

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して本書面にもとづいて重要な事項を説明しました。

令和 年 月 日

事業者 所在地 〒 270-1431
千葉県白井市根 331-2
名称 医療法人社団 東光会
北総白井訪問看護ステーション
管理者 大島 一夫
説明者

私は、本書面により事業者から居宅介護支援についての重要な事項の説明を受け、同意しました。

令和 年 月 日

利用者 住 所

氏 名

立会人 住 所

氏 名

利用者との関係（ ）



居宅介護支援事業のご案内

(契約書)

医療法人社団東光会
北総白井訪問看護ステーション

北総白井訪問看護ステーション居宅介護支援部 契約書

_____ (以下、「利用者」といいます) と北総白井訪問看護ステーション居宅介護支援部 (以下、「事業者」といいます) は、事業者が利用者に対して行う居宅介護支援について、次のとおり契約します。

第1条 (契約の目的)

事業者は、利用者の委託を受けて、利用者に対し介護保険法令の趣旨にしたがって、居宅サービス契約の作成を支援し、指定居宅サービス等の提供が確保されるよう、サービス提供事業者との連絡調整その他の便宜を図ります。尚、判断能力が不十分な利用者に対しては立会人を必要とし、その立会人の同意のもとに支援を行います。

第2条 (契約期間)

- 1 この契約期間は令和_____年_____月_____日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までとします。
- 2 契約満了までに、利用者から事業者に対して、文章により契約終了の申し出がない場合、契約は自動更新されるものとします。

第3条 (介護支援専門員)

事業者は、介護保険法に定める介護支援専門員を利用者へのサービス担当者として任命し、その選定又は交代を行った場合は、利用者とその氏名を文書で通知します。

第4条 (居宅サービス計画作成の支援)

事業者は、次の各号に定める事項を介護支援専門員に担当させ、居宅サービス計画の作成を支援します。

- 1 利用者の居宅を訪問し、利用者および家族に面接して情報を収集し解決すべき課題を把握します。
- 2 当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者およびその家族に提供し、利用者にサービスの選択を求めます。なお、利用者は複数の指定居宅サービス事業所を紹介するように求める事ができます。
- 3 提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。
- 4 居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分した上で、その種類・内容・利用料等について利用者およびその家族に説明し、利用者から文書による同意を受けます。その際、当該居宅サービス事業所を居宅サービス計画書に位置づけた理由を求める事ができます。
- 5 その他、居宅サービス計画作成に関する必要な支援を行います。

第5条 (経過観察、再評価)

事業者は居宅サービス計画作成後、次の各号に定める事項を介護支援専門員に担当させます。

- 1 利用者及びその家族と毎月連絡を取り経過の把握に努めます。

- 2 居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう、指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。
- 3 利用者の状態について定期的に再評価を行い、状態の変化等に応じて居宅サービス計画変更の支援、要介護認定区分の変更申請の支援等の必要な対応をします。

第6条（施設入所への支援）

事業者は、利用者が介護保険施設への入院または入所を希望した場合、利用者に介護保険施設の紹介その他の支援をします。

第7条（居宅サービス計画の変更）

利用者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が指定居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者の合意を以って居宅サービス計画を変更します。

第8条（給付管理）

事業者は、居宅サービス計画作成後、その内容に基づき毎月給付管理票を作成し、千葉県国民健康保険団体連合会に提出します。

第9条（要介護認定等の申請に係る援助）

- 1 事業者は、利用者が要介護認定の更新申請及び状態の変化に伴う区分変更の申請を円滑に行えるよう利用者を援助します。
- 2 事業者は、利用者が希望する場合は、要介護認定の申請を利用者に代わって行います。

第10条（サービスの提供の記録の整備、閲覧）

- 1 事業者は、指定居宅介護支援の提供に際して作成した記録、書類を完了日より5年間保存します。
- 2 利用者または家族は、事業者の営業時間内にその事業所にて、当該利用者に関する記録、書類を閲覧できます。
- 3 利用者または家族は、事業者の営業時間内にその事業所にて、当該利用者に関する記録、書類の謄写を受ける事ができます。
- 4 第12条第1項から第3項の規定により、利用者又は事業者が解約を文書で通知し、且つ、利用者が希望した場合、事業者は直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書面を作成し、利用者に交付します。

第11条（料金）

事業者が提供する居宅介護支援に対する利用料は「重要事項説明書」のとおりです。

第12条（契約の終了）

- 1 利用者は、事業者に対して、意思表示がなされ、予告期間が満了した時は、契約を解約することができます。
- 2 事業者は、やむを得ない事情がある場合、利用者に対して、一ヶ月間の予告期間を置いて理由を示した文書で通知することにより、この契約を解約する事ができます。この場合、事業者は当該地域の他の指定居宅介護支援事業者に関する情報を利用者に提供します。
- 3 事業者は、利用者又はその家族等が事業者や介護支援専門員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合、文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。

4 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。

- ① 利用者が介護保険施設や医療機関に入所または入院した場合。
- ② 利用者の要介護認定区分が非該当（自立）または要支援1、要支援2と認定された場合。
- ③ 利用者が死亡した場合。

第13条（秘密保持）

- 1 事業者、介護支援専門員及び事業者の使用するものは、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由がなく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- 2 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。
- 3 事業者は、利用者の家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、当該家族の個人情報を用いません。

第14条（医療機関との連携）

- 1 利用者が病院又は診療所に入院する場合、利用者又は家族は、介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるものとする。
- 2 利用者が医療系サービスの利用を希望している場合等は、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めることとされているが、この意見を求めた主治の医師等に対してケアプランを交付します。
- 3 訪問介護事業所等から伝達された利用者の口腔に関する問題や服薬状況、モニタリング等の際にケアマネジャー自身が把握した利用者の状態等について、ケアマネジャーから主治の医師や歯科医師、薬剤師に必要な情報伝達を行います。

第15条（賠償責任）

事業者、サービスの実施に伴って、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、その損害賠償します。

第16条（身分証携行義務）

介護支援専門員は、常に身分証を携行し初回訪問時および利用者や利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

第17条（相談・苦情等）

事業者は、利用者からの相談・苦情等に対する窓口を設置し、自ら提供した居宅介護支援又は居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応します。

第18条（善管注意義務）

事業者は、利用者より委託された業務を行うに当たっては、法令を遵守し善良なる管理者の注意を以ってその業務を遂行します。

第19条（本契約に定めのない事項）

- 1 利用者とは事業者は、信義誠実を以って本契約を履行するものとします。
- 2 本契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを遵守し、双方が誠意を以って協議の上、定めます。

